

III—① 設置主体

- 社会福祉士養成施設の設置主体については、運用上、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のいずれかであることが要件となっているが、養成施設の指定基準においてこれを改めて明確化する。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p><u>設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。</u></p>	<p>社会福祉士養成施設については、規定なし。 ただし、介護福祉士養成施設指導要領細則において、以下の規定あり。</p> <p>設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。</p>

III-② 土地及び建物

- 建物(校舎)については、運用上、自己所有であることが要件となっているが、事業の継続性が担保されることを前提に、**借家の場合でも可能となるよう、規制を緩和する。**
【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。また、備品等についても、すべて年内に備えつけを完了すること。<u>なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借家であっても差し支えないこと。</u></p> <p>ア 賃貸借契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。)。</p> <p>イ 賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p> <p>② 校地は、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借地であっても差し支えないこと。</p> <p>ア 借地契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。)。</p> <p>イ 借地権(地上権又は賃借権)の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p>	<p>社会福祉士養成施設については、規定なし。ただし、介護福祉士養成施設指導要領細則において、以下の規定あり。</p> <p>① 校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。また、備品等についても、すべて年内に備えつけを完了すること。</p> <p>② 校地は、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借地であっても差し支えないこと。</p> <p>ア 借地契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。)。</p> <p>イ 借地権(地上権又は賃借権)の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p>

III—③ 1学級の定員

- 1学級の定員については、40人以下でなければならないこととされているが、**養成施設の裁量により決定できるように改める。**【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<u>少なくとも1以上の学級を設けること。</u>	1学級の定員は、40人以下であること。

III—④ 普通教室の数

- 普通教室の数については、同時に授業を行う学級の数を下らない数を設置しなければならないこととされているが、講義系科目について、**大教室における授業が可能となるよう、規制を緩和する。**
【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 同時に授業を行うために必要な数の普通教室を有すること。</p> <p>② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。</p>	<p>① 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。</p> <p>② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。</p>

(ex.) 1学級40人×2クラス(80人)の養成施設の場合

〈現行〉 普通教室2室(40人×2室)以上が必要 → 〈見直し後〉 普通教室1室(80人×1室)でも可。

III—⑤ IT機器の設置

- 社会福祉士の活動領域においては、パソコン等のIT機器を活用した支援が求められていることから、これらを活用した支援手法の学習の機会が確保されるよう、**パソコン等のIT機器を設置することが望ましい旨の規定を追加する。【一般養成施設・短期養成施設共通】**

見直し案	現行
<p><u>授業において、学生がパソコン等のIT機器を活用した相談援助の技術等を学習することができるよう、必要な設備を設けることが望ましいこと。</u></p>	規定なし

III—⑥ 図書室

- 図書室については、情報公開を進めることを前提に、図書室に係る設置規制のみ課すこととし、
図書の具体的な数量は示さないこととする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。</p> <p>② 図書室を有すること。</p> <p>③ <u>学生の希望を勘案し、定期的に蔵書を補充・更新し、その充実に努めること。</u></p> <p>④ <u>図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索できるよう必要な機器を整備すること。</u></p>	<p>① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。</p> <p>② 図書室を有すること。</p> <p>③ <u>昼間課程及び夜間課程においては、指定規則別表第1に定める科目に関する専門図書を1,000冊以上、学術雑誌を10種類以上備えていること。</u></p>

※ このほか、図書室内の蔵書量等についての情報公開を義務づけることとする。(→P102)

III-⑦ 演習室と実習指導室の共用

- 演習室と実習指導室については、それぞれ別途教室を確保しなければならないこととされているが、**授業の実施に当たって支障がない場合には、これらの教室を共用することが可能となるよう、規制を緩和する。**【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。</p> <p>② <u>少なくとも学生20人につき1室の割合で実習指導を行うための実習指導室を有すること。</u> ただし、<u>授業の実施に当たって、教育に支障がない場合に限り、演習室と実習指導室とを共用することが可能であること。</u></p>	<p>① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。</p> <p>② 社会福祉援助技術現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。</p>

(参考) 現行の社会福祉士養成施設の設備基準について

		指定規則	指導要領
昼間課程 夜間課程	1学級の定員	40人以下	
	普通教室	同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。	学生1人当たり 1.65m^2 (内法方法)以上
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を有すること。	演習室の1/2以上に視聴覚機器
	実習指導室	社会福祉援助技術現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。	
	その他	教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室 ・科目に関する専門図書を1,000冊以上 ・学術雑誌を10種類以上
通信課程	1学級の定員	なし	
	講義室	面接授業実施期間中に確保されていること。	
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を、面接授業実施期間中に確保されていること。	
	実習指導室	なし	
	その他	なし	

※ 大学については、この基準は適用されず、「大学等設置基準」等が適用されることとなる。

IV 実習・演習

IV—① 実習・演習の教育内容

- 教育カリキュラム全体の見直しを踏まえ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、実習・演習に関する教育内容についても、充実・強化を図ることとする。
- また、現行、大学等においては、指定科目の名称と一致する科目の名称により、教育が行われていれば、養成施設の教育内容と同等であるものとして取り扱われているところであるが、特に実習・演習については、大学等によってその教育内容にばらつきが大きいとの指摘を踏まえ、教育内容や時間数についての基準を課すこととする。

5—a 相談援助演習(150時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none">相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 <p>① 総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。</p> <p>② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレイング等)を中心とする演習形態により行うこと。</p>	<p>① 以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと</p> <p>ア 自己覚知</p> <p>イ 基本的なコミュニケーション技術の習得</p> <p>ウ 基本的な面接技術の習得</p> <p>エ 次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例(集団に対する相談援助事例を含む。)を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none">● 社会的排除● 虐待(児童・高齢者)● 家庭内暴力(D.V)● 低所得者● ホームレス● その他の危機状態にある相談援助事例(権利擁護活動を含む。) <p>オ エに掲げる事例を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">● インテーク● アセスメント● プランニング● 支援の実施● モニタリング● 効果測定● 終結とアフターケア

シラバスの内容

ねらい	含まれるべき事項
	<p>力 オの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アウトリーチ ● チームアプローチ ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発 <p>キ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ● 地域福祉の計画 ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発 ● サービスの評価 <p>(2) 相談援助実習後に行うこと</p> <p>相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p>

(注1)相談援助の知識と技術に係る科目として主に「相談援助の基盤と専門職」、「相談援助の理論と方法」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「福祉サービスの組織と経営」、「相談援助実習」、「相談援助実習指導」などの科目。

(注2)相談援助演習の実施にあたっては、相談援助実習指導、相談援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること。

5－b 相談援助実習指導(90時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none">・ 相談援助実習の意義について理解する。・ 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。・ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。・ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	<ul style="list-style-type: none">○ 次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。<ul style="list-style-type: none">ア 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義イ 実際に実習を行う実習分野(利用者理解含む。)と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解ウ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解エ 現場体験学習及び見学実習(実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。)オ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解カ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解(個人情報保護法の理解を含む。)キ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解ク 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成ケ 巡回指導コ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成サ 実習の評価全体総括会

(注1)相談援助実習を効果的にすすめるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

(注2)実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うものとする。

(注3)実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

5-c 相談援助実習(180時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none">相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	<p>① 学生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成</p> <p>ウ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との援助関係の形成</p> <p>エ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワメントを含む。)とその評価</p> <p>オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際</p> <p>カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際</p> <p>ク 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解。</p>

(注)相談援助実習を実施する際には、下記の点に留意すること。

- 配属実習に際しては、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認したうえで配属させること。
- 実習先は、巡回指導が隨時可能な範囲で選定することとし、実習内容、実習指導体制、実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認しあうこと。

IV—② 実習・演習担当教員の要件

- 実習・演習担当教員については、現場における相談援助の知識及び技術を活用することにより、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、
- ① 5年以上の実務経験を有する社会福祉士や一定の教歴を有する者を原則としつつ、
② これら以外の者については、「社会福祉士実習・演習担当教員講習会」を新たに創設し、その受講を義務付けることとする。

見直し案	現行
<p><u>相談援助演習、相談援助実習及び相談援助実習指導</u></p> <p>① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、講師(非常勤を含む。)又は助教として<u>5年以上担当した経験のある者</u></p> <p>② 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を<u>5年</u>以上担当した経験のある者</p> <p>③ 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>④ ①から③までに該当しない者であって、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の課程を修了したもの <u>(年度内に当該講習会の課程を修了する見込みの者を含む。)</u></p>	<p><u>社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導</u></p> <p>① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として<u>選考された者</u></p> <p>② 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を<u>3年</u>以上担当した経験のある者</p> <p>③ <u>大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p> <p>④ 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>⑤ <u>社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導については、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習を教授できる者も含む。</u></p>

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>○ 平成21年3月31において、現に実習・演習を担当する教員であって、①から③までに該当しないものについては、平成24年3月31までの間、引き続き実習・演習を担当することができるものとする。</p>	

IV—③ 実習・演習担当教員の員数

- 実習・演習担当教員の員数については、現行、養成施設における演習科目のみ、20:1以上で配置しなければならないこととされているが、学生1人1人に対し、よりきめ細かい教育を行うことを通じて、より実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、大学も含め、演習と実習指導について、現行制度と同様、20:1以上の教員を配置しなければならないこととする。

見直し案	現行
<p>① 相談援助演習及び相談援助実習指導の授業を行うに当たっては、少なくとも学生20人につき1人以上の教員を有すること。</p> <p>② 大学等にあっては、①の教員のうち、少なくとも1人以上は専任の教員を配置すること。</p>	<p>社会福祉援助技術演習が学生20人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。</p>

IV—④ 実習指導者に係る基準の見直し

1 受入学生数

- 1実習施設等において、より多くの学生を受け入れができるよう、実習施設等が同時に受け入れができる学生数について、実習施設等当たりの基準から実習指導者当たりの基準に変更する。

見直し案	現行
<p><u>1の実習を行う施設又は事業に係る事業所において、同時に受け入れができる学生数は、当該実習を行う施設又は事業に係る事業所に従事する実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限とすること。</u></p>	<p>社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数(市町村において社会福祉援助技術現場実習を行う場合にあっては、当該市町村の数を含む。)は、社会福祉援助技術現場実習の必要な学生数の五分の一以上であること。</p>

(ex.)実習の必要な学生が20人の場合

〈現行〉 A施設 5人	→	〈見直し後〉 A施設 (実習指導者a) 5人
B施設 5人		(実習指導者b) 5人
C施設 5人		(実習指導者c) 5人
D施設 5人		小計15人
B施設 (実習指導者d) 5人		
合計 20人	合計20人	

2 実習指導者の資格要件

- 実習指導者については、3年以上の実務経験を有する社会福祉士であることに加え、
実習指導者研修課程を修了することを求めることとし、その資格要件を強化する。

見直し案	現行
<p>① 実習指導者は、社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者<u>であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものであること。</u></p>	<p>実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。</p> <p>① 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>② 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>③ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者</p>

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>② ①の規定にかかわらず、社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者については、平成24年3月31日までの間に、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了すれば足りることとする。</p> <p>③ ①の規定にかかわらず、当分の間、次のいずれかの要件に該当する者であっても差し支えないものとする。</p> <p>ア 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>イ 平成21年3月31日までの間に、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者</p>	

IV—⑤ その他の基準の見直し

- 効果的な実習教育を確保する観点から、実習は1の実習施設において120時間以上行うことを基本とする。
- 実習担当教員が週1回以上の定期的巡回指導を行わなければならない要件を緩和する。

見直し案	現行
<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。</p> <p>② <u>実習は、相談援助の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において120時間以上行うことを基本とすること。</u></p> <p>③ 実習担当教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。 ただし、これにより難い場合については、実習期間中に、少なくとも1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設との十分な連携の下、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないこととする。</p> <p>④ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>	<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること</p> <p>② 実習施設は、実習担当教員による週1回以上の定期的巡回指導が可能な地域に存すること。</p> <p>③ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>

IV—⑥ 実務経験に対する実習免除の取扱い

- 現に福祉サービスに従事する者について、その負担を軽減し、社会福祉士国家資格の取得を促す観点から、現行の1年以上の実務経験を経た者については、**実習及び実習指導が免除される取扱いを維持する。**

見直し案	現行
指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、 相談援助実習及び相談援助実習指導 の履修を免除することができる。	指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、 社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導 の履修を免除することができる。

V 通信課程

V—① 教育内容に関する基準

- 通信課程における教育内容については、実践力の高い社会福祉士を養成するという観点に立って、講義系科目に係る面接授業は行わないこととする一方、実習指導及び演習に関する面接授業の充実を図る。
- また、通信課程における実習については、現行、通学課程の半分の時間数で足りることとされていたが、上記と同様の観点から、通学課程と同様の時間数への充実を図る。

(通信課程における教育内容)

科目名	通学課程 (時間数)	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
人体の構造と機能及び疾病	30h		90h				
心理学理論と心理的支援	30h		90h				
社会理論と社会システム	30h		90h				
現代社会と福祉	60h		180h			180h	
社会調査の基礎	30h		90h				
相談援助の基盤と専門職	60h		180h				
相談援助の理論と方法	120h		360h			360h	
地域福祉の理論と方法	60h		180h			180h	
福祉行政財政と福祉計画	30h		90h				
福祉サービス組織と経営	30h		90h				
社会保障	60h		180h				
高齢者に対する支援と介護保険制度	60h		180h				
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30h		90h				
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30h		90h				
低所得者に対する支援と生活保護制度	30h		90h				
保健医療サービス	30h		90h				
就労支援サービス	15h		45h				
権利擁護と成年後見制度	30h		90h				
更生保護制度	15h		45h				
相談援助演習	150h	45h	405h		45h	405h	
相談援助実習指導	90h	27h	243h		27h	243h	
相談援助実習	180h			180h			180h
合計	1,200h	72h	2,988h	180h	72h	1,368h	180h

(参考) 現行の通信課程における教育カリキュラム

科目	通学課程	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
社会福祉原論	60h	6h	162h				
老人福祉論	60h	6h	162h				
障害者福祉論	60h	6h	162h				
児童福祉論	60h	6h	162h				
社会保障論	60h	6h	162h				
公的扶助論	30h	3h	81h				
地域福祉論	30h	3h	81h				
社会福祉援助技術論	120h	12h	324h		12h	324h	
社会福祉援助技術演習	120h	12h	324h		12h	324h	
社会福祉援助技術現場実習	180h			90h			90h
社会福祉援助技術現場実習指導	90h	5h	120h		5h	120h	
心理学	30h	3h	81h				
社会学	30h	3h	81h				
法学	30h	3h	81h				
医学一般	60h	6h	162h		6h	162h	
介護概論	30h	3h	81h		3h	81h	
合計	1, 050h	83h	2, 226h	90h	38h	1, 011h	90h

V—② 教育方法に関する基準

- 養成施設の通信課程における教育方法に関する基準については、現行の基準を前提としつつ、**面接授業(スクーリング)**については、大学等や養成施設等への委託が可能な取扱いとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 印刷教材は、別表第〇に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1)正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2)統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3)自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② <u>面接授業は、養成施設等の教員によって行わなければならない。ただし、当該養成施設等が当該面接授業の管理等を確実に行うことができる場合であって、委託先が次のいずれかに該当する場合については、面接授業を委託することも差し支えない。</u></p> <p>(1)社会福祉士養成施設</p> <p>(2)社会福祉士の養成を行う大学等</p> <p>③ 面接授業の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。</p>	<p>① 印刷教材は、別表第三に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1)正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2)統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3)自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

見直し案	現行
<p>④ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p>	<p>③ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p>
<p>(1) 通信指導は、計画的に行うこと。</p>	<p>(1) 通信指導は、計画的に行うこと。</p>
<p>(2) 添削指導は、別表第〇に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p>	<p>(2) 添削指導は、別表第三に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p>
<p>※ 通信課程の学生の評価に当っては、指定規則別表第〇に定める科目毎に、<u>当該授業内容への理解の確認を行う観点から、少なくとも1回以上レポート等の提出を求めるとともに、印刷教材による授業の時間数90時間(印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合については、当該時間数)</u>につき1回以上の添削指導を行うものとする。(相談援助実習及び相談援助実習指導は除く。)</p>	<p>※ 通信課程の学生の評価に当っては、指定規則別表第三に定める科目毎に、面接授業時に<u>試験等を実施する</u>とともに、印刷教材による授業の時間数<u>81時間</u>につき1回以上の添削指導を行うものとする。 (社会福祉<u>援助</u>技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導は除く。)</p>
<p>⑤ 別表第〇に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p>	<p>④ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p>
<p>※ 添削指導者</p>	<p>※ 添削指導者</p>
<p>各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p>	<p>各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p>
<p>⑥ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p>	<p>⑤ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p>
<p>⑦ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p>	<p>⑥ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p>
<p>⑧ 実習の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。</p>	<p>⑦ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

V—③ その他の基準の見直し

- 養成施設の通信課程については、現行、事務職員の配置が求められていないが、事務作業等による教員の負担を軽減し、教育へ専念させる観点から、新たに事務職員の配置を義務づけることとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p><u>事務職員を有すること。</u> <u>ただし、当該事務職員は通信課程における教員と兼務してはならないこと。</u></p>	規定なし

VI 情報公開

VI 情報公開

- 社会福祉士養成施設については、今後、その入学希望者が自らの希望に応じて適切な選択ができるよう、必要な情報を提供していくことが重要であることから、一定の内容について、**新たに情報開示を行うものとする。**【一般養成施設・短期養成施設共通】

1. 現行の要件

- 現行の社会福祉士養成施設の指定基準においては、情報開示に係る具体的な規定は定められていないところ。
- しかしながら、介護福祉士については、平成18年7月に取りまとめられた介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書「これからの介護を支える人材について」においては、次のとおり提言がなされているところ。

- ・ 養成施設の施設設備等については、現在、必要な教室、教育用器具機材、図書の整備など項目ごとに詳細に定められている。しかしながら、今後、教育内容の見直しに合わせ、養成施設入学希望者等への情報提供を図る観点から、施設設備の整備状況の情報を提供することを前提として、関係者の意見も十分踏まえつつ、必要な規制緩和や要件の弾力化を検討すべきである。
- ・ 養成施設入学希望者が養成施設を選択できるよう、養成施設が教育内容(カリキュラム、シラバス、教科書等)、教員のプロフィール、施設設備の整備状況、実習先等について、情報提供をすることが重要である。

2. 見直し案

(1) 情報開示の項目

○ 社会福祉士養成施設における情報開示の項目については、他の制度における情報開示の項目を参考としつつ、次のとおり定め、これらの開示を行うものとする。

【法人情報】

- ① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先
- ② 法人代表者氏名
- ③ 養成施設以外の実施事業
- ④ 財務諸表

【養成施設情報】

- ① 養成施設名称、養成施設の住所・連絡先
- ② 養成施設代表者氏名
- ③ 養成施設の開設年月日
- ④ 学則
- ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要

【養成課程情報】

- ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
- ② 定員
- ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
- ④ 費用
- ⑤ 科目別シラバス
- ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格）
- ⑦ 教材
- ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容
- ⑨ 実習プログラムの内容・特徴

【実績情報】

- ① 卒業者の延べ人数
- ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）

【その他情報】

その他、利用者の選択に資する情報

(2)情報開示の方法等

- ワムネットや養成施設のホームページ等を通じて、広く一般に公開することを原則とする。
- なお、入学希望者等が開示された情報を容易に比較検討できるよう、情報開示に係る標準的な様式例を示すことを検討する。

(3)留意事項

- 情報開示の義務付けと併せて、開示内容の適正性を担保する観点から、虚偽又は誇大な情報を開示してはならないこととする。

VII 国家試験の受験資格における 実務経験の範囲

VII—① 実務経験の範囲の拡大

1. 就労支援分野に従事する者の位置付け

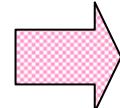
- 昨今の福祉サービス現場においては、自立した日常生活を支える観点から、就労支援の重要性が高まっていることから、新たに実務経験の対象施設として、障害者就業・生活支援センター等を位置付けることとする。

【現行】

- ・ 障害者就業・生活支援センター等における職員については、実務経験の対象となっていない。

【見直し案】

- ・ 次に掲げる施設において、相談援助を行う専任の職員を実務経験の対象とする。
 - ① 障害者就業・生活支援センター
 - ② 地域障害者職業センター、広域障害者職業センター
 - ③ 障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金の支給対象となっている施設等
 - ④ 発達障害者支援センター



2. 児童養護施設等の保育士の位置付け

○ 児童養護施設等に配置される保育士については、当該施設が行うサービスの内容として生活指導や職業指導等に係る相談援助業務が制度的に位置付けられている（最低基準において明記されている）ことから、現行、既に実務経験として認められている児童指導員と同様に、保育士についても実務経験を認めることとする。

なお、対象となる施設は、児童福祉施設のうち、生活指導や職業指導等がサービスとして位置付けられているものに限るものとする。

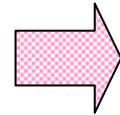
【現行】

- ・ 児童養護施設等における保育士については、実務経験の対象となっていない。

【見直し案】

- ・ 生活指導や職業指導等がサービスとして位置付けられている次に掲げる施設に配置されている保育士についても実務経験の対象とする。

- ① 乳児院（児童指導員を含む。）
- ② 児童養護施設
- ③ 情緒障害児短期治療施設
- ④ 知的障害児施設
- ⑤ 知的障害児通園施設
- ⑥ 盲ろうあ児施設
- ⑦ 肢体不自由児施設
- ⑧ 重症心身障害児施設
- ⑨ 重症心身障害児通園事業



(参考1) 現行の実務経験の対象施設の範囲

高齢者関係施設	障害者関係施設	児童関係施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人福祉センター ・老人短期入所施設 ・老人デイサービスセンター ・老人介護支援センター ・指定通所介護(基準該当を含む。) ・指定介護予防通所介護(基準該当を含む。) ・指定短期入所生活介護(基準該当を含む。) ・指定介護予防短期入所生活介護(基準該当を含む。) ・指定通所リハビリテーション ・指定介護予防通所リハビリテーション ・指定短期入所療養介護 ・指定介護予防短期入所療養介護 ・指定認知症対応型通所介護 ・指定介護予防認知症対応型通所介護 ・指定小規模多機能型居宅介護 ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・指定居宅介護支援 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・有料老人ホーム ・指定特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・地域密着型特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・高齢者総合相談センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生相談所 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 ・身体障害者生活支援事業 ・身体障害者自立支援事業 ・知的障害者更生相談所 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者福祉工場 ・知的障害者通勤寮 ・療育等支援事業 ・地域障害者生活支援事業 ・のぞみの園 ・精神保健福祉センター ・精神障害者生活訓練施設 ・精神障害者授産施設 ・精神障害者福祉工場 ・精神障害者地域生活支援センター ・精神障害者退院促進支援事業 ・相談支援事業 ・障害者支援施設 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・重度障害者等包括支援 ・障害者デイサービス ・短期入所 ・共同生活介護 ・共同生活援助 ・福祉ホーム ・地域活動支援センター ・日中一時支援事業 ・点字図書館 ・聴覚障害者情報提供施設 ・障害者110番 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童自立生活援助事業 ・短期入所生活援助事業、夜間養護等事業 ・地域子育て支援事業 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・重症心身障害児施設 ・児童デイサービス ・心身障害児総合通園センター ・国立病院委託病床 ・重症心身障害児(者)通園事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・病院・診療所 ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・宿所提供的施設 ・福祉事務所 ・婦人相談所 ・婦人保護施設 ・母子福祉センター ・隣保館 ・地域福祉権利擁護事業 ・市区町村社会福祉協議会 ・地方更生保護委員会・保護観察所 ・更生保護施設 ・労災特別介護施設 ・地域福祉センター ・ホームレス相談推進業務 ・ホームレス自立支援センター ・家庭支援電話相談事業 ・ヴェトナム難民収容所 ・子供家庭相談事業 ・乳幼児健全育成相談事業 ・すこやかテレホン事業 ・知的障害者専門相談事業

VII-③ 実習施設の範囲に関する見直し

- 現行制度においては、実務経験の対象施設において実務経験を有する者については、社会福祉士養成施設における実習が免除されることとされているが、実務経験の対象施設と実習施設の範囲を比較すると、実務経験の対象施設の範囲の方が広く、必ずしも両者の整合性が確保されていない状況にある。

こうした現状を踏まえ、実習施設の範囲と実務経験の対象施設の範囲とが原則として一致（現に廃止されている施設を除く。）するよう、見直しを行う。

【現行】

- ・ 例えば、精神障害者関係施設については、実務経験の対象施設の範囲には位置付けられていながら、実習施設の範囲には位置付けられていない。

【見直し案】

- ・ 実務経験の対象施設の範囲と実習施設の範囲を原則として一致させる。

※ 実務経験の対象施設に位置付けられていながら、実習施設に位置付けられていないものであって、新たに実習施設として位置付けるもの（①）や実務経験の対象施設及び実習施設の双方に新たに位置付けるもの（②）

- ① 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、**指定小規模多機能型居宅介護**、**指定通所リハビリテーション**、**指定短期入所生活介護**、**指定短期入所療養介護事業所**、**指定認知症対応型共同生活介護**、**指定特定施設入居者生活介護**、**指定居宅介護支援事業所**、**ホームレス自立支援センター**
- ② 更生保護施設、**広域障害者職業センター**、**地域障害者職業センター**、**障害者就業・生活支援センター**、一定の要件を満たす独立型社会福祉士事務所 等

(参考2) 現行の実習施設の範囲

高齢者関係施設	障害者関係施設	児童関係施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人福祉センター ・老人介護支援センター ・老人デイサービス事業 ・介護老人保健施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・障害者支援施設 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・重度障害者等包括支援 ・共同生活介護 ・共同生活援助 ・福祉ホーム ・地域活動支援センター ※ 上記については、主として身体障害者又は知的障害者に行うものに限る。 ・身体障害者更生相談所 ・身体障害者福祉センター ・旧身体障害者更生施設 ・旧身体障害者療護施設 ・旧身体障害者授産施設 ・知的障害者更生相談所 ・旧知的障害者更生施設 ・旧知的障害者授産施設 ・旧知的障害者通勤寮 ・のぞみの園 ・障害者デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・指定医療機関 ・児童デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所 ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・福祉事務所 ・市区町村社会福祉協議会 ・婦人相談所 ・婦人保護施設 ・母子福祉センター

VIII 転入学等の取扱い

VIII 転入等の取扱い

- 現行制度においては、社会福祉士養成施設から他の社会福祉士養成施設への転入学等が認められていないが、**教育内容が同等であることを前提として、単位互換を認め、これが可能となる仕組みとする。**
- 単位互換を行うに当たっては、大学又は社会福祉士養成施設が、**当該大学等における開講科目の教育内容と既修得科目の教育内容とを比較した上で、当該大学等が同等と認めた場合であって、当該大学等における開講科目として履修認定を行う場合に限るものとする。**
- ただし、**相談援助実習と相談援助実習指導**については、両科目を一体として行うことにより、教育効果が見込まれることから、いずれか一方の科目のみの**単位互換は認めないものとする。**

	他の大学への転入学等	他の社会福祉士養成施設への転入学等	他の資格の養成施設への転入学等
大学において既習得科目がある場合	○	✗ → ○	一※
社会福祉士養成施設において既修得科目がある場合	○	✗ → ○	一※
他の資格の養成施設において既修得科目がある場合	○	✗ → ○	一※

(注) ※印については、当該他の資格の養成施設の指定基準等において、転入学等が認められているか否かによる。

IX 施行期日

IX 施行期日

- 教育カリキュラムの見直しとこれに併せて行われる以下の基準の見直しについては、平成21年4月1日から施行する。
 - 「I 教育カリキュラム等の内容」
 - 「II 教員」
 - 「III 施設設備」
 - 「IV 実習・演習」
 - 「V 通信課程」
 - 「VI 情報公開」
 - 「VII 転入学等の取扱い」
- 「VII 国家試験の受験資格における実務経験の範囲」については、平成20年度試験(平成21年1月に実施予定)から施行する。